（溶接部に係る許容応力の値）

第四条　（略）

溶接加工の方法	鋼材の種類		
		係	数
（略）			

備考　この表において、Aは日本工業規格G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるSTK四九〇又は日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）に定めるSTKR四九〇の規格に適合する鋼材を、Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。

2・3　（略）

第二十八条　（略）

2　（略）

一・二　（略）

三　通電部分と通電部分の外被との間の絶縁効力が、耐電圧試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める基準に適合するものであること。

四　（略）

（穴あけ）

第三十八条　構造部分のリベット穴及びボルト穴は、かえり及び割れが生じない方法によってあけられていなければならない。

（削る）

（削る）

（適用除外）

第四十五条　ゴンドラのうち、特殊な構造のもの又は国際規格等に基づき製造されたものであって、前各章の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

（削る）

（削る）

（クレーン構造規格の一部改正）

第四条　クレーン構造規格（平成七年労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（材料）	（材料）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
一　（略）	一　（略）
（削る）	二　日本工業規格G三一〇四（リベット用丸鋼）

（溶接部に係る許容応力の値）

第四条　（略）

溶接加工の方法	鋼材の種類		
		係	数
（略）			

備考　この表において、Aは日本工業規格G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるSTK四九〇又は日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）に定めるSTKR四九〇の規格に適合する鋼材を、Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。

2・3　（略）

第二十八条　（略）

2　（略）

一・二　（略）

三　通電部分と通電部分の外被との間の絶縁効力が、絶縁抵抗試験及び耐電圧試験において、日本工業規格C八三二五（交流電磁開閉器）に定める基準に適合するものであること。

四　（略）

（穴あけ）

第三十八条　構造部分のリベット穴及びボルト穴は、次に定めるところによらなければならない。

一　ドリルを用いてあけられていること。

二　かえり及びまくれがないこと。

（適用除外）

第四十五条　次の各号のいずれかに該当するゴンドラで前各章の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

一　輸入したゴンドラ

二　特殊な構造のゴンドラ